

6.ソフト施策におけるバリアフリーの取り組みとバリアフリー基本構想の推進に向けて

ソフト施策(心のバリアフリーの推進)

交通ルールやマナーの遵守、違法駐輪等の歩道の占拠防止のための啓発活動の推進
 高齢者や障害のある人などへのバリアフリー情報の積極的な提供
 高齢者や障害のある人などへの積極的なサポート・声かけ活動の促進
 市職員や交通事業者への交通バリアフリー体験研修の実施
 高齢者や障害のある人などからのバリアに関する情報収集

バリアフリー基本構想の推進施策

施設設置管理者・行政・市民の協働による施策の推進
 バリアフリー基本構想の進捗状況について、検討委員会において報告、評価(事業実施後の点検評価など)を実施
 計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づく、段階的かつ継続的な改善

ご意見の募集について

- 意見等を提出できる方
 - (1)本市に在住・在勤・在学の人
 - (2)本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3)本市に対して納税義務を有する個人及び法人
 - (4)前各号に掲げるもののほか、本基本構想(素案)に利害関係を有する人
- 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。
- 提出先
 - (1)持参: 交通政策課、市の主な公共施設にある「市民の声投書箱」
 - (2)郵便: 〒611-8501(住所省略可) 宇治市交通政策課 宛
 - (3)ファクシミリ: (0774)21-0409
 - (4)電子メール: koutuseisaku@city.uji.kyoto.jp
- 募集期間

平成29年 月 日()から平成29年 月 日()まで 郵送の場合は、当日消印有効
- お問い合わせ先

このパンフレットについてのお問い合わせは、交通政策課までお願いします。
 また、パブリックコメントのご案内、参考様式は、宇治市ホームページにも掲載しております。
 電話番号: (0774)20-8727 (交通政策課直通)
 ホームページ: <http://www.city.uji.kyoto.jp/> (宇治市トップページ)
 宇治市トップページ 市政情報 パブリックコメント
- 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(素案)の詳細

「伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(素案)」の詳細につきましては、交通政策課及び市行政資料コーナーの他、近鉄伊勢田駅、開地域福祉センター、城南勤労者福祉会館、重点整備地区内にある集会所でも閲覧できます。また、宇治市ホームページにも掲載しております。
- その他

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日、宇治市ホームページに公表する予定です。

伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(素案)への市民意見募集について(案)



伊勢田駅周辺地区において、すべての人が移動しやすいまちづくりを推進するため、「伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の策定を行っています。

そこで、伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(素案)を作成いたしましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

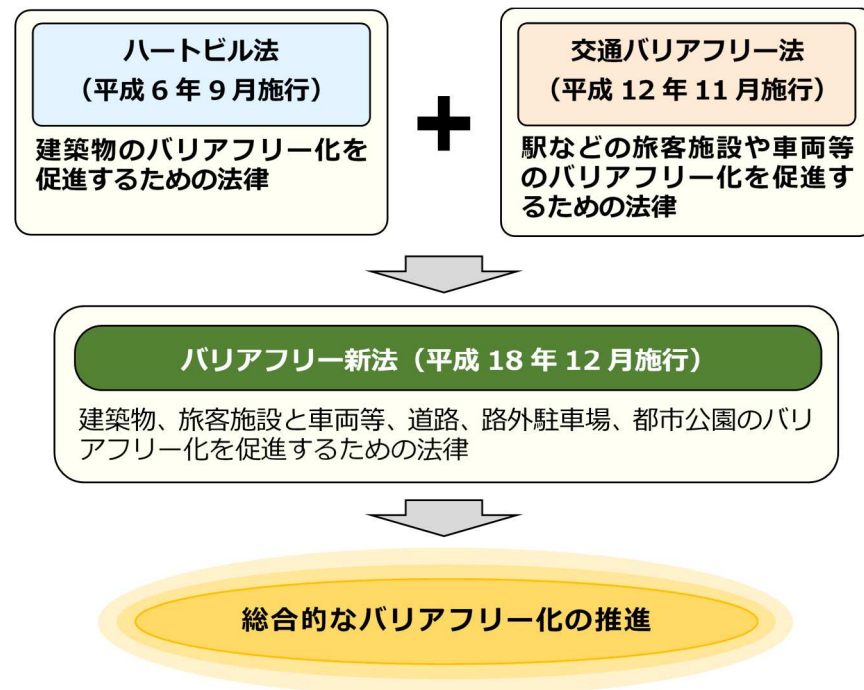
宇治市 都市整備部交通政策課

伊勢田駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想(素案)

1. バリアフリー新法と宇治市での取り組み

バリアフリー新法について

バリアフリー新法は、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合された法律で、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路に加えて、ハートビル法が対象としていた建築物、さらに路外駐車場や都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。



宇治市交通バリアフリー全体構想改訂

本市では、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化を計画的に推進するために、平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、当時の国の基本方針に基づき特定旅客施設である12駅を対象に市内を7地区に分類して、全市的な観点からよりバリアフリー化の必要性が高く、基本構想を策定することについて関係機関と協議が整った地区を「重点整備地区」に位置付けました。

その後、基本構想を策定した宇治駅周辺や大久保駅周辺では駅へのエレベーター設置や歩道の整備などバリアフリー化に関する整備が進められましたが、それ以外の地域では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情です。

また、平成18年の法改正、平成23年の国が改めた基本方針といった新たな基準に基づいて、バリアフリー化を進めることも必要となりました。

このような背景から、さらにバリアフリー化を推進するために、平成27年3月に全体構想を改訂し、新たに「木幡駅周辺地区」、「黄檗駅周辺地区」、「伊勢田駅周辺地区」の3地区を重点整備地区に選定し基本構想を策定することとしました。

2. 伊勢田駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想の目標年度

整備目標年度は、バリアフリー新法に基づく国の基本方針に則して平成32年度としますが、地域の抱える課題は多様であり、限られた期間でバリアフリー化に関する全ての課題を解決することは困難であることから、整備目標年度は原則平成32年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、できることから事業を進めていくものとしします。

3. 伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本理念と基本方針

伊勢田駅周辺地区の基本理念と基本方針

<基本理念>

「既存の住環境を大切にしながらすべての人が
安全で快適に活動できるまち 伊勢田」

(目標)

伊勢田駅周辺地区で暮らす人が、安心してまちを移動したり、施設を利用したりできるまちをめざします。

<基本方針>

1. 近鉄伊勢田駅を、誰もが安全かつ快適に利用できるようなするためのバリアフリー化を推進します。
2. 鉄道駅と学校、集会所など周辺施設を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。
3. 移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う“心のバリアフリー”を推進します。

4.伊勢田駅周辺地区の概要

移動に関する現況

公共交通機関

近鉄京都線が南北に走っており、近鉄伊勢田駅を中心に様々な施設が集積しています。

1日当たりの利用者数(平成27年度11月近鉄による乗降調査)は、約7,340人となっており、伊勢田地域の主な公共交通手段となっています。

近鉄伊勢田駅では、地下に改札口があり、道路から改札、改札からホームへの移動経路上に段差が残っていることから、移動経路のバリアフリー化が必要となっています。

道路

南北に走る府道城陽宇治線や東西に走る市道南山蔭田線・羽拍子宮北線を軸に道路網を形成しています。それぞれの道路では、歩道が整備されているところもあれば、そうでないところもあり、整備されているところでも十分な歩道幅員の確保がされていないことや地形上、東西方向に勾配があるなど、まずは基本的な安全対策を求める声があります。

地区内における主な課題

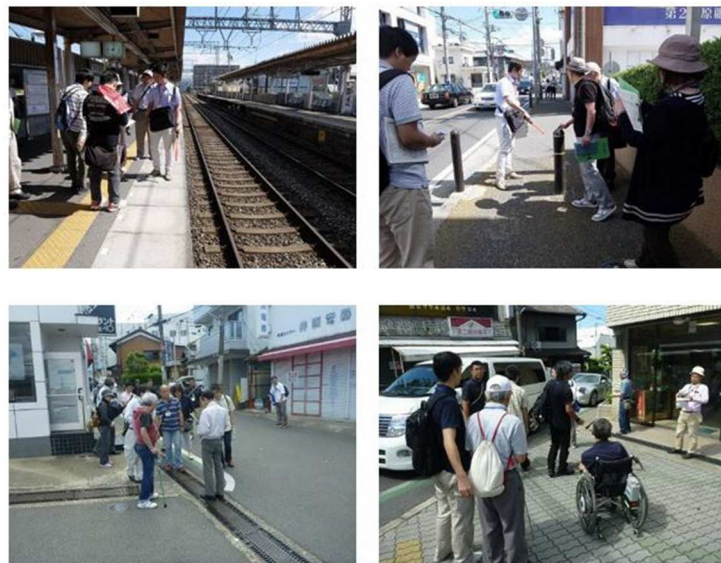
伊勢田駅周辺地区の現状を把握するため、地域住民や障害のある方とともにタウンウォッチングを実施し、その後のワークショップにおいて、駅舎や道路等の問題点や課題を抽出しました。

【タウンウォッチング概要】

実施日：平成29年5月27日(土)

9:00~12:00

参加者：40名(宇治市交通バリアフリー検討委員会委員、施設設置管理者、地域住民、障害者協会会員、学識経験者 他)



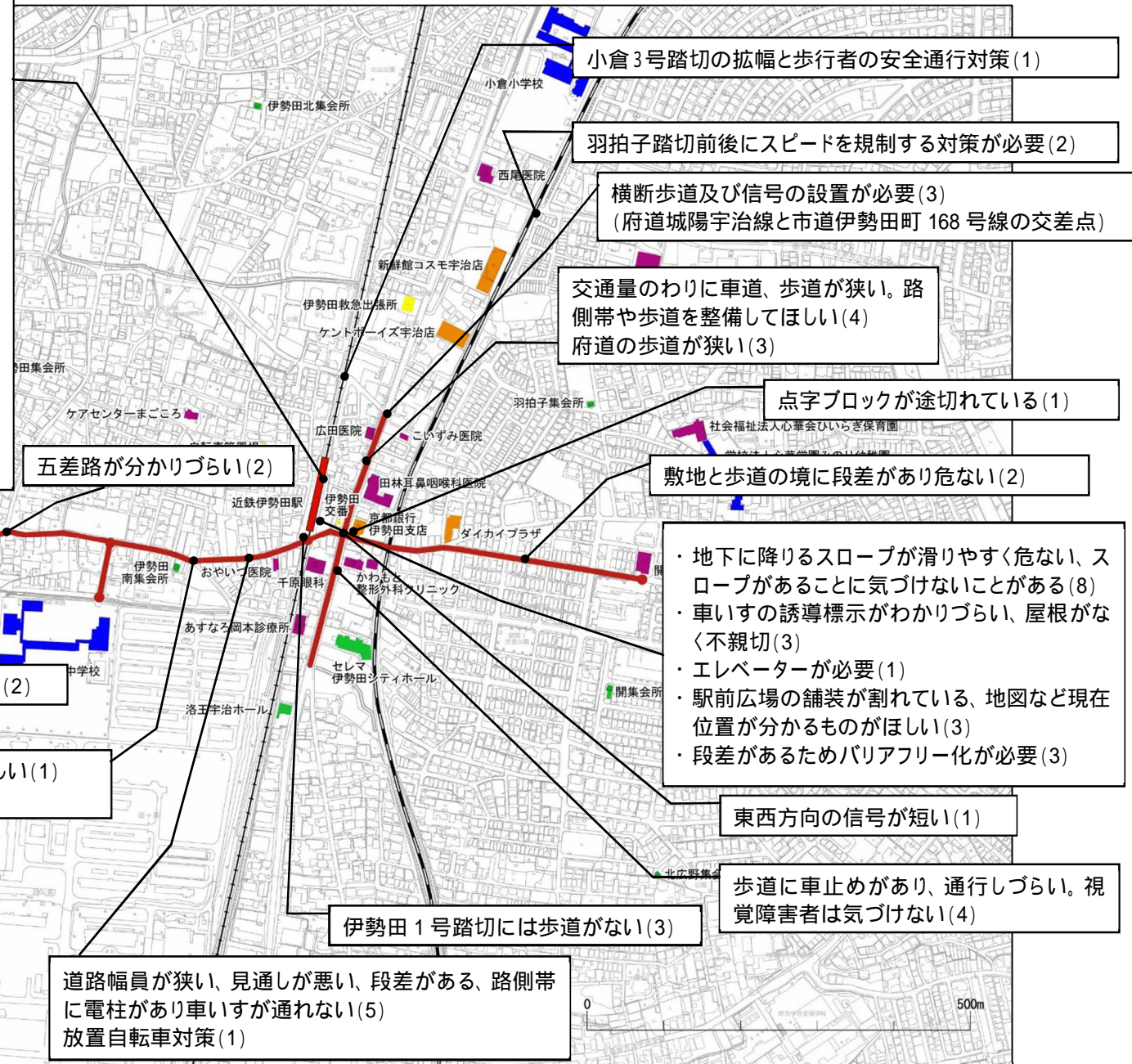
- ・北側からも進入できるとよい(1)
- ・電光板が目立たない、音が小さいなど案内が分かりづらい、電車の接近に気づきにくい(7)
- ・ホームドアがほしい(2)
- ・転落防止柵、転落検知マットがない(5)
- ・内方線をつけてほしい(2)
- ・ホームの下に入れない、トイレの横が特に狭い(2)
- ・改札内の誘導が分かりづらい(2)
- ・点字ブロックが分かりづらい、和式トイレであるなど、トイレが利用づらい(10)
- ・改札口にインターホンはあるが、聴覚障害者は利用できない。テレビ電話が必要(3)
- ・改札付近に(聴覚障害者のための)耳マークはあるが位置が悪く分かりづらい(3)
- ・券売機の前が狭い(1)
- ・券売機に点字料金表示がない、タッチパネルのため視覚障害者は使えない(3)

城南勤労者福祉会館の点字ブロックが不足している、入口スロープの勾配が急などバリアフリーではない(6)

・ウトロ地域から市道へ抜ける歩行者専用道がほしい(2)

側溝の種類がまちまち、統一してほしい(1)
側溝蓋がない、蓋の目が粗い(7)

- 商業施設
- 集会施設
- 教育施設
- 医療・福祉施設
- 鉄道駅
- その他公共施設



()の数字はタウンウォッチングでの意見数

5.重点整備地区の設定とバリアフリー化事業計画

重点整備地区の設定

今回定める重点整備地区の区域は右図のとおりとし、区域の境界はできる限り道路や河川等でわかりやすく表示して決めました。

また、重点整備地区の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、要件を満たしていることを確認しました。

公共交通機関のバリアフリー化事業計画

駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置や誘導チャイム・触知案内板・点字料金表の整備、内方線の整備、移動円滑化された経路でのエレベーターの設置、多機能トイレの移設などを目指します。さらに、将来的には蹴込みのある券売機への改修など、さらなるバリアフリー化の充実を目指します。

道路のバリアフリー化事業計画

生活関連経路として位置付けられた府道や市道のうち、歩道の設置されている路線については、段差の改善、路面の改良、横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。一方、歩道が未設置である路線については、側溝ふたの改修などによる歩行者の安全対策を検討し、少しでもできることから取り組みます。

重点整備地区内の生活関連経路以外の府道や市道についても、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努め、歩行者等の安全対策に取り組みます。

：短期事業
(平成32年)
：中長期事業

【市道南山蔭田線 750m】
歩行者の安全対策の検討
(側溝ふたの改修等)

【近鉄伊勢田駅】
駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置
移動円滑化された経路の整備
(エレベーターの設置等)
誘導チャイム・触知案内板・点字料金表の整備
内方線の整備(平成29年度中に実施予定)
多機能トイレの移設
蹴込みつき券売機への改修

【市道南山蔭田線】
歩行者空間の確保の検討

【伊勢田1号踏切】
歩行者空間の再表示(路側帯の再表示)

【伊勢田交番前】
点字ブロックの改修(誘導ブロックの再整備)

【市道新成田新中ノ荒線130m】
歩行者空間の確保の検討

【市道羽拍子宮北線 460m】
歩行者の安全対策の検討(側溝ふたの改修等)

凡 例
重点整備地区(38.9ha)
生活関連経路

(生活関連施設)

特定旅客施設
特別特定建築物
特定建築物

【市道伊勢田町142号線 100m】
歩行者空間の確保(路側帯の設置)

【市道羽拍子宮北線 70m】
歩道改良の検討、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置

【府道城陽宇治線 200m】
歩道改良の検討、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置

その他のバリアフリー化事業計画

生活関連施設に位置付けた市の公共施設については、施設の更新計画などにあわせ、高齢者や障害のある人が安心して利用できるよう、バリアフリー化に努めるとともに、重点整備地区内で建設される建築物については、バリアフリー新法や京都府福祉のまちづくり条例に基づき、助言や指導を行っていきます。生活関連経路上において、信号機を設置する場合は、周辺の状況等を考慮しながら、原則音響装置を設置するものとします。また重点整備地区内のその他の信号機についても、出来る限りの整備を検討します。